

(資料四)

平成二十七年二月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

# 目 次

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 .....	1
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 .....	1
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 .....	3
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 .....	3
一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例 .....	4
職員の休日及び休暇に関する条例及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 .....	6
島根県行政手続条例の一部を改正する条例 .....	7
島根県手数料条例の一部を改正する条例 .....	8
島根県県税条例の一部を改正する条例 .....	10
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 .....	11
島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例 .....	12
地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ...	12
島根県暴力団排除条例の一部を改正する条例 .....	13
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例 .....	13

島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例等の一部を改正する条例 .....	22
島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例等の一部を改正する条例附則第2条第2号及 び第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 .....	25
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 .....	26
島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及 び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 .....	26
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 .....	27
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 .....	28
教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例 .....	29
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に 関する条例の一部を改正する条例 .....	29
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一 部を改正する条例 .....	30
島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例 .....	31
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 .....	31

島根県立産業交流会館条例の一部を改正する条例 .....	32
島根県特別会計条例の一部を改正する条例 .....	32
島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 .....	33
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 .....	33

## 平成27年 2 月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

### 第21号議案

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

#### 1 提案理由

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整理

- (1) 島根県情報公開条例
- (2) 島根県個人情報保護条例
- (3) 職員の退職手当に関する条例
- (4) 独立行政法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例

#### 3 施行期日

平成27年 4 月 1 日から施行する。

### 第22号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

時間外勤務手当等に係る勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法を改めるため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額の算定に係る勤務 1 時間当たりの給与額について、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特勤手当（準ずる手当を含む。）の月額並びに初任給調整手当、特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）及び農林漁業普及指導手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから人

事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とすること。  
イ 勤務しない1時間につき給与から減額する勤務1時間当たりの給与額について、アのとおりとすること。

(2) 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正

勤務しない1時間につき給与から減額する勤務1時間当たりの給与額について、給料の月額及びこれに対する特地勤務手当（準ずる手当を含む。）の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とすること。

(3) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正

ア 勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額の算定に係る勤務1時間当たりの給与額について、給料の月額及びこれに対するへき地手当（準ずる手当を含む。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とすること。

イ 勤務しない1時間につき給与から減額する勤務1時間当たりの給与額について、アのとおりとすること。

(4) 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合に減額する勤務1時間当たりの給与額について、(1)のイのとおりとすること。

(5) 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合に減額する勤務1時間当たりの給与額について、(1)のイのとおりとすること。

(6) 職員の修学部分休業に関する条例の一部改正

職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合に減額する勤務1時間当たりの給与額について、(1)のイ、(2)及び(3)のイのとおりとすること。

(7) 次に掲げる条例の一部改正

ア 職員の休日及び休暇に関する条例

イ 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

ウ 職員の育児休業等に関する条例

3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

## 第23号議案

### 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

職員の退職手当について、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 退職手当の調整額の改正

ア 第1号区分から第8号区分までの調整月額を次のとおり改正すること。

区 分	改 正 前	改 正 後
第1号区分	62,500円	78,750円
第2号区分	50,000円	65,000円
第3号区分	45,850円	59,550円
第4号区分	41,700円	54,150円
第5号区分	33,350円	43,350円
第6号区分	25,000円	32,500円
第7号区分	20,850円	27,100円
第8号区分	16,700円	21,700円

イ 第8号区分について、勤続期間が24年以下の退職者に対しても調整額を支給すること。

##### (2) その他規定の整理

#### 3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

## 第24号議案

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

社会情勢の変動等に伴い、職員の特殊勤務手当の支給要件、金額等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

(1) 手当の支給対象の改正

手当名	支給対象の改正内容
訓練指導手当	高等技術校に勤務する職員に係る支給要件に人事委員会規則で定める指導を加えること。
特殊現場作業従事手当	温室内で行う農作業又は試験研究のための作業について、支給対象職員から東部農林振興センターに勤務する職員を削り、支給対象時期を6月1日から9月30日までの間に改めること。
冬期海上等作業従事手当	支給要件から水産技術センターに勤務する職員の種苗生産作業を削ること。

(2) 手当額の改正

手当名	区分	改正前	改正後
訓練指導手当	一般職員	1月 33,500円を超えない範囲内で職員の職務の級に応じて人事委員会規則で定める額	1日 1,760円を超えない範囲内で職員の職務の級に応じて人事委員会規則で定める額
	管理職員	1月 16,800円	1日 880円

(3) その他規定の整理

3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

第25号議案

一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

行政需要の多様化に伴い、任期付採用の拡大等を図り、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 任命権者は、次に掲げる場合に、職員を任期を定めて採用すること



ができること。

㉞ 職員を次に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合

a 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

b 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

㉟ 法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を㉞の a 又は b に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるとき。

イ 任命権者は、次に掲げる場合に、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができること。

㉞ 短時間勤務職員をアの㉞の a 又は b に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合

㉟ 住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるとき。

㊦ 職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合

a 修学部分休業の承認

b 介護休暇の承認

c 育児部分休業の承認

ウ ア及びイにより採用された職員の任期の特例及び給与に関する特例等を定めること。

(2) 職員の勤務時間に関する条例の一部改正

任期付短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間並びに週休日及び勤務時間の割振りは、任命権者が定めること。

(3) 職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正

ア 任期付短時間勤務職員に付与される年次有給休暇は、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数とすること。

イ 任期付短時間勤務職員に付与される私傷病による休暇については、延長はできないこと。

(4) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正

(2)に同じ。

(5) 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正

(3)に同じ。

(6) 次に掲げる条例の一部改正

ア 職員の育児休業等に関する条例

イ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

## 第26号議案

職員の休日及び休暇に関する条例及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

水防などの危機管理、災害復旧等への対応から、現在の夏季休暇の取得期間では取得しにくい実態があり、取得期間の拡大を検討する必要があるとの人事委員会の報告を受けて、職員及び教育職員が夏季休暇を取得できる期間について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

職員及び教育職員が夏季休暇を取得できる期間を次のとおり改正すること。

改正前	改正後
7月から9月まで	6月から10月まで

3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

## 第27号議案

### 島根県行政手続条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

行政手続法の改正の趣旨を踏まえ、県民の権利利益の保護の充実を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 行政指導の中止等の求め

法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができること。

##### (2) 処分等の求め

何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する行政庁又は県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができること。

##### (3) 行政指導の方式

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないこと。

##### (4) 島根県県税条例の一部改正

##### (5) その他規定の整備

#### 3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

## 第28号議案

### 島根県手数料条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、及び長期優良住宅建築等計画の認定等において設計住宅性能評価書を活用できることとするため、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

- (1) 土壤汚染対策法の規定による指定調査機関の指定等に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
指定調査機関の指定を受けようとする者	30,900円
指定調査機関の指定の更新を受けようとする者	24,800円

- (2) 長期優良住宅建築等計画の認定等について設計住宅性能評価書の提出がある場合の手数料の設定

手数料を納めなければならない者	手数料の額
ア 長期優良住宅建築等計画（以下「計画」という。）の認定を受けようとする者	
(ア) 一戸建ての住宅の場合	16,000円
(イ) 共同住宅等の場合	
a 床面積の合計が500平方メートル以内のもの	56,000円を計画の認定の申請の数（以下「認定申請数」という。）で除して得た額
b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	89,000円を認定申請数で除して得た額
c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	166,000円を認定申請数で除して得

d 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	た額 285,000円を認定申請数で除して得た額
e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	た額 438,000円を認定申請数で除して得た額
f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	た額 784,000円を認定申請数で除して得た額
g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	た額 1,069,000円を認定申請数で除して得た額
h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	た額 1,294,000円を認定申請数で除して得た額
イ 計画の変更の認定を受けようとする者（譲受人を決定した場合の変更を除く。）	
ア 一戸建ての住宅の場合	8,000円
イ 共同住宅等の場合	
a 計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下「変更に係る床面積の合計」という。）が500平方メートル以内のもの	た額 56,000円を計画の変更の認定の申請の数（以下「変更認定申請数」という。）で除して得た額
b 変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	た額 89,000円を変更認定申請数で除して得た額
c 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	た額 166,000円を変更認定申請数で除して得た額
d 変更に係る床面積の合計が3,000平方	た額 285,000円を変更

メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	認定申請数で除して得た額
e 変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	438,000円を変更認定申請数で除して得た額
f 変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	784,000円を変更認定申請数で除して得た額
g 変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	1,069,000円を変更認定申請数で除して得た額
h 変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	1,294,000円を変更認定申請数で除して得た額

- (3) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う手数料の廃止  
歯科技工士国家試験の受験に係る手数料の廃止
- (4) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備
- (5) 宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

### 3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

## 第29号議案

### 島根県県税条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

- (1) 自動車税の課税免除対象である専ら幼児又は乳児の通園又は通所の用に供する自動車に、幼保連携型認定こども園の設置者が所有する自動車

を加えること。

(2) その他規定の整理

3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

## 第30号議案

### 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、市町村への権限移譲計画に基づき権限移譲を行うため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、商工会議所法に基づく事務のうち、現在移譲している商工会議所の定款の変更の認可（目的、名称、事業、地区、会員たる資格に関する事項、会員の加入及び脱退に関する事項、会員の権利及び義務に関する事項、役員に関する事項、議員に関する事項、議員総会に関する事項、常議員会に関する事項及び経理に関する事項に係るものを除く。）及び認可又は不認可の通知を削除し、商工会議所の定款の変更の届出の受理（目的、名称及び地区に係るものを除く。）を出雲市及び益田市に権限移譲すること。

(2) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、児童福祉法に基づく事務のうち、次の事務を松江市及び海士町に権限移譲すること。

ア 私立保育所の設置の認可に係る児童福祉審議会の意見の聴取

イ 私立保育所の設置の認可に係る市町村長への協議

ウ 私立保育所の設置の申請に係る不認可の通知

(3) その他規定の整理

3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。ただし、2の(3)については、公布の日から施行する。

### 第31号議案

#### 島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

##### 1 提案理由

行政需要の変動に伴い、地方警察職員の定員を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

##### 2 条例の概要

警察官の定員の改正

区 分	改正前	改正後	増 減
警視	72人	73人	1人
警部	148人	148人	-
警部補及び巡査部長	837人	840人	3人
巡査	438人	440人	2人
計	1,495人	1,501人	6人

##### 3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

### 第32号議案

#### 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 提案理由

社会情勢の変動等に伴い、地方警察職員の特殊勤務手当について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

##### 2 条例の概要

手当額の改正

手当名	区 分	改 正 前	改 正 後
死体取扱手当	人事委員会規則で定める職員以外の職員が検視、検証又は実況見分のための死体取扱作業に従事したとき。	1体 1,100円	1体 1,600円



- 3 施行期日  
平成27年4月1日から施行する。

第33号議案

島根県暴力団排除条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由  
少年鑑別所法の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要  
引用する法律の題名の改正及び引用する条項の整理
- 3 施行期日  
少年鑑別所法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第34号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由  
道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 自転車運転者講習に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
自転車の運転による交通の危険を防止するための講習	講習1時間につき 1,900円

(2) 運転免許試験等に係る手数料の改正

ア 運転免許試験

区 分	改正前	改正後
大型自動車免許 又は中型自動車 免許	試験の一部免除 を受けない者 (公安委員会が	

		提供する自動車を使用しないで受ける場合（以下「自動車不使用」という。））	4,600円	4,400円
		試験の一部免除を受けない者（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合（以下「自動車使用」という。））	7,700円	7,400円
	普通自動車免許	技能検査合格者及び指定自動車教習所卒業者	1,800円	1,750円
		特定失効者	1,900円	1,850円
		試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	3,050円	3,100円
	特定第1種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動2輪車免許、普通自動 <sup>けん</sup> 2輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許	試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	3,050円	2,950円
		試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	4,600円	4,500円

小型特殊自動車 免許又は原動機 付自転車免許	特定失効者	1,900円	1,850円
大型自動車第2 種免許、中型自 動車第2種免許 又は普通自動車 第2種免許	試験の一部免除 を受けない者 (自動車不使 用)	4,600円	4,550円
仮運転免許	試験の一部免除 を受けない者 (自動車不使 用)	3,000円	2,850円
	試験の一部免除 を受けない者 (自動車使用)	4,550円	4,400円

イ 技能検査(自動車の運転について必要な技能の有無の検査)

区	分	改正前	改正後
大型自動車仮運 転免許又は中型 自動車仮運転免 許を受けている 者	自動車不使用	3,850円	3,650円
	自動車使用	6,950円	6,650円
普通自動車仮運 転免許を受けて いる者	自動車不使用	4,050円	3,850円
	自動車使用	4,900円	4,750円

ウ 免許に付された限定を解除するための審査

区	分	改正前	改正後
自動車不使用		1,550円	1,450円
自動車使用		3,100円	3,000円

エ 免許証交付等

区	分	改正前	改正後
再交付手数料	第1種運転免許 又は第2種運転 免許	3,600円	3,500円

才 技能検定員資格者証交付

区	分	改正前	改正後
技能検定員資格者証交付手数料		1,200円	1,100円

力 教習指導員資格者証交付

区	分	改正前	改正後
教習指導員資格者証交付手数料		1,200円	1,100円

キ 技能検定員審査等

区	分	改正前	改正後
技能検定員審査	大型自動車免許 又は中型自動車 免許	23,500円	23,450円
	大型自動車第2 種免許、中型自 動車第2種免許 又は普通自動車 第2種免許（以 下「大型自動車 第2種免許等」 という。）	21,850円	21,700円
教習指導員審査	大型自動車免許 又は中型自動車 免許	15,000円	14,950円
	特定第1種運転 免許	9,450円	9,400円
	大型自動車第2 種免許等	12,850円	12,750円

ク 再試験

区 分		改正前	改正後
普通自動車免許	自動車使用	2,800円	2,850円
大型自動2輪車 免許又は普通自 動2輪車免許	自動車不使用	1,700円	1,750円
	自動車使用	3,250円	3,300円
原動機付自転車免許		1,000円	1,050円

ケ 講習

区 分		改正前	改正後
安全運転管理者等講習		1時間につき 700円	1時間につき 750円
取消処分者講習		1時間につき 2,450円	1時間につき 2,350円
停止処分者講習		1時間につき 2,200円	1時間につき 2,100円
取得時講習	大型自動車免許 又は中型自動車 免許	1時間につき 4,700円	1時間につき 4,650円
	大型自動2輪車 免許	1時間につき 4,150円	1時間につき 4,100円
	普通自動2輪車 免許	1時間につき 4,050円	1時間につき 4,000円
	旅客自動車講習	1時間につき 3,150円	1時間につき 3,100円
	応急救護処置講 習	1時間につき 1,250円	1時間につき 1,300円
初心運転者講習	普通自動車免許	1時間につき 2,100円	1時間につき 2,050円
	大型自動2輪車 免許	1時間につき 2,750円	1時間につき 2,700円
	普通自動2輪車 免許	1時間につき 2,600円	1時間につき 2,550円

	原動機付自転車 免許	1 時間につき 2,450円	1 時間につき 2,400円
更新時講習	優良運転者	600円	500円
	一般運転者	950円	800円
	違反運転者又は 初回更新者	1,500円	1,350円
	失効後再取得 して違反のな い者	950円	800円
高齢者講習（70 歳以上75歳未 満）	小型特殊自動車 免許以外の第1 種運転免許又は 第2種運転免許	5,800円	5,600円
	小型特殊自動車 免許のみ	2,350円	2,250円
高齢者講習（75 歳以上）	小型特殊自動車 免許以外の第1 種運転免許又は 第2種運転免許	5,350円	5,200円
	小型特殊自動車 免許のみ	2,350円	2,250円
違反者講習	実車	13,350円	13,200円
	社会活動参加	9,200円	9,050円

コ 通知手数料

区 分	改正前	改正後
講習通知手数料	850円	900円

サ 審査細目の免除により技能検定員審査手数料の額から減ずる額

審査細目	審査種別	減ずる額	
		改正前	改正後
1 技能検定員 として必要な	大型自動車免許 又は中型自動車	4,150円	4,000円

	運転技能	免許		
		普通自動車免許	3,750円	3,600円
		大型自動車第2種免許等	4,450円	4,250円
		2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許	7,000円
		普通自動車免許	6,400円	6,100円
		特定第1種運転免許	2,200円	2,100円
		大型自動車第2種免許等	7,800円	7,400円
		3 教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許	2,100円
		普通自動車免許	1,850円	1,950円
		特定第1種運転免許	2,100円	1,950円
	4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許	2,100円	2,450円
		普通自動車免許	1,850円	1,950円
		特定第1種運転免許	2,100円	1,950円
		5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許	2,250円
		普通自動車免許	2,000円	1,950円
		特定第1種運転免許	2,250円	2,500円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する	大型自動車免許又は中型自動車免許	1,850円	1,750円	

知識	普通自動車免許	1,950円	2,100円
	特定第1種運転免許	2,450円	2,550円
	大型自動車第2種免許等	3,150円	3,700円
7 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第2種免許等	2,700円	2,550円
1と2のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許 又は中型自動車免許	2,950円	2,800円
	普通自動車免許	900円	850円
	大型自動車第2種免許等	3,050円	3,100円
3と4のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許 又は中型自動車免許	350円	550円
	普通自動車免許	200円	350円

シ 審査細目の免除により教習指導員審査手数料の額から減ずる額

審査細目	審査種別	減ずる額	
		改正前	改正後
1 教習指導員として必要な運転技能	大型自動車免許 又は中型自動車免許	4,150円	4,000円
	普通自動車免許	3,750円	3,600円
	大型自動車第2種免許等	4,450円	4,250円
2 技能教習に必要な教習の	大型自動車免許 又は中型自動車	1,450円	1,350円



	技能	免許		
		普通自動車免許	1,400円	1,250円
		特定第1種運転免許	1,500円	1,300円
		大型自動車第2種免許等	1,900円	2,050円
	3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許	1,350円	1,250円
		普通自動車免許	1,300円	1,200円
		特定第1種運転免許	1,150円	1,100円
	4 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許	1,450円	1,550円
		普通自動車免許	1,200円	1,350円
		特定第1種運転免許	1,250円	1,300円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許	1,450円	1,550円	
	普通自動車免許	1,200円	1,350円	
	特定第1種運転免許	1,250円	1,300円	
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許	1,350円	1,400円	
	普通自動車免許	1,150円	1,300円	
	特定第1種運転免許	1,150円	1,200円	
7 旅客自動車運送事業及び自動車運転代	大型自動車第2	2,700円	2,550円	

<p>行業に関する 法令について の知識</p>	<p>種免許等</p>		
<p>1と2のいずれ も免除される場 合に更に減ずる 額</p>	<p>大型自動車免許 又は中型自動車 免許</p>	<p>3,000円</p>	<p>2,850円</p>
	<p>普通自動車免許</p>	<p>950円</p>	<p>900円</p>
	<p>特定第1種運転 免許</p>	<p>1,050円</p>	<p>1,100円</p>
	<p>大型自動車第2 種免許等</p>	<p>3,050円</p>	<p>3,150円</p>
<p>4と5のいずれ も免除される場 合に更に減ずる 額</p>	<p>大型自動車免許 又は中型自動車 免許</p>	<p>100円</p>	<p>250円</p>
	<p>特定第1種運転 免許</p>	<p>50円</p>	<p>100円</p>

(3) その他規定の整理

### 3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。ただし、2の(3)については公布の日から、2の(1)については平成27年6月1日から施行する。

## 第35号議案

島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

### 1 提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

### 2 条例の概要

(1) 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定訪問介護事業者が一定の要件を満たした指定訪問介護事業所に

置くべきサービス提供責任者の配置基準を緩和すること。

イ 指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定療養通所介護及び指定通所リハビリテーションの事業の基本方針に、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならないことを加えること。

ウ 指定訪問リハビリテーション事業者及び指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

エ 指定通所介護事業者等が指定通所介護事業所等の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合には、知事に届け出るものとする。

オ 利用者の状況等により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、指定短期入所生活介護事業所の静養室を居室の用に供することができるものとする。

カ 養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合について、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うこととしていた規定を削除すること。

キ 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、指定福祉用具貸与等の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこと。

ク 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の事業が介護保険法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に移行されることに伴う規定の整備

ケ その他指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正

(2) 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、リハビリテーション会議を通じる等の適切な方法により利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

イ 利用者の状況等により、指定介護予防支援事業所の担当者が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、指定介護予防短期入所生活介護事業所の静養室を居室の用に供することができるものとする。

ウ 養護老人ホームが指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合について、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うこととしていた規定を削除すること。

エ 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、指定介護予防福祉用具貸与等の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこと。

オ 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の事業が介護保険法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に移行されることに伴う規定の整備

カ その他指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正

(3) 島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

イ 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議から、要介護被保険者等への適切な支援を図るために必要な検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないこと。

ウ その他規定の整理

(4) 島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 地域密着型特別養護老人ホームについて、サテライト型居住施設を設置できることとし、職員の配置の基準を設けること。

イ その他規定の整理

(5) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整備

- ア 島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- イ 島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ウ 島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- エ 島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

第36号議案

島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例附則第2条第2号及び第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

第35号議案による島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正に伴い、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の基準について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 指定介護予防訪問介護事業者が一定の要件を満たした指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の配置基準を緩和すること。
- (2) 指定介護予防通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合には、知事に届け出るものとする。
- (3) その他介護予防通所介護の事業に係る指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正

3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

## 第37号議案

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

### 1 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

### 2 条例の概要

- (1) 生活介護及び短期入所に係る基準該当障害福祉サービスに関する基準に、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例に係る要件を追加すること。
- (2) 指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例期間を平成30年3月31日までとすること。

### 3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

## 第38号議案

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

### 1 提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

### 2 条例の概要

- (1) 児童発達支援センターの役割として、指定児童発達支援事業者が相談に応じ援助を行う対象に、障害児本人及び障害児が通う施設を加えるこ

と。

- (2) 児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援に関する基準に、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例に係る要件を追加すること。
- (3) 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の従業員及びその員数並びに利用定員に係る基準を定めること。
- (4) その他規定の整理

### 3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

## 第39号議案

### 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

食品衛生上の危害の発生及び拡大の防止等を図るため、公衆衛生上講ずべき措置の基準等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 公衆衛生上講ずべき措置の基準の改正

ア ノロウイルスによる食中毒対策のための食品等の取扱いに係る基準の追加

ア おう吐物等により汚染された可能性のある食品は、廃棄すること。

イ 施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

イ 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の次に掲げる基準の追加

ア 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う班の編成に係る基準

イ 製品説明書及び製造工程一覧図の作成に係る基準

ウ 食品等の取扱いに係る基準

エ 従事者の衛生管理に係る基準

オ 記録の作成及び保存に係る基準

ウ 情報の報告に係る基準の追加

消費者等から、食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の健康被害につながるおそれが否定できない苦情を受けた場合は、速やかに知事に報告すること。

- (2) 営業者は、危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行うときは、知事にその旨を届け出るものとする。
- (3) (2)の規定による届出を行った者は、危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行おうとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならないこと。

### 3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

## 第40号議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

### 1 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の改正及び廃止を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

### 2 条例の概要

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整備
  - ア 特別職の職員の給与等に関する条例
  - イ 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例
  - ウ 島根県職員定数条例
  - エ 職員の退職手当に関する条例
  - オ 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例
  - カ 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例
  - キ 特別職の職員の退職手当に関する条例
  - ク 島根県教育委員会の委員の定数を定める条例
  - ケ 知事等の給与の特例に関する条例
- (2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止



3 施行期日等

平成27年4月1日から施行する。ただし、この条例の施行の際現に在職する従前の制度による教育長の任期中は、この条例（2の(1)の力に係る規定を除く。以下同じ。）による改正後の規定は適用せず、この条例による改正前又は廃止前の規定は、なおその効力を有する。

第41号議案

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

1 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 教育長は、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができると。

ア 研修を受ける場合

イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合

ウ ア及びイに規定する場合を除くほか、人事委員会が定める場合

(2) (1)の場合のほか、教育長の休日、休暇その他の職務に専念する義務を免除される日又は期間については、職員の休日及び休暇に関する条例の適用を受ける職員の例によること。

3 施行期日等

平成27年4月1日から施行する。ただし、この条例の施行の際現に在職する従前の制度による教育長の任期中は、この条例の規定は、適用しない。

第42号議案

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

社会情勢の変動等に伴い、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職

員の特殊勤務手当の支給要件について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

温室内作業従事手当の支給対象時期を6月1日から9月30日までの間に改めること。

3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

第43号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区	分	改正前	改正後	増減
高等学校	教育職員	1,625人	1,611人	14人
	事務職員、技術職員その他の職員	191人	189人	2人
特別支援学校	教育職員	994人	968人	26人
	事務職員、技術職員その他の職員	80人	80人	-
小学校及び中学校	教育職員	5,056人	5,062人	6人
	事務職員及び技術職員	363人	351人	12人

3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

## 第44号議案

### 島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

島根県立大社高等学校佐田分校を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

島根県立大社高等学校の分校の廃止

#### 3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

## 第45号議案

### 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

#### 1 提案理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う次に掲げる条例の引用する法律の題名の改正

ア 島根県県税条例

イ 島根県産業廃棄物減量税条例

ウ 旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）

エ 旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成21年島根県条例第58号）

オ 島根県手数料条例

カ 島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例

(2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

ア 引用する法律の題名の改正

イ その他規定の整理

(3) 島根県自然環境保全条例の一部改正

ア 引用する法律の題名の改正

イ 鳥獣保護部会の名称を鳥獣保護管理部会に改めること。

- 3 施行期日  
平成27年 5月29日から施行する。

第46号議案

島根県立産業交流会館条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由  
島根県立産業交流会館の利用者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
- (1) 島根県立産業交流会館の会議室等が利用できない場合において、事務室のうち利用されていない区画を会議室等の機能を代替する施設として利用できること。
- (2) (1)に係る利用料金の基準額の新設

区 分		基 準 額			
		午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	その他の 時間 1 時 間までご と
会 議 室	事務室のうち利用 されていない区画 を利用する場合 ( 1 平方メートル につき )	96円	129円	190円	32円

- 3 施行期日  
平成27年 4月 1 日から施行する。

第47号議案

島根県特別会計条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由  
小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 条例の概要  
島根県中小企業近代化資金特別会計の設置
- 3 施行期日  
平成27年3月31日から施行する。

第48号議案

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由  
建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
  - (1) 建築主事による仮使用認定に係る手数料を新設し、その額は、知事による仮使用認定に係る手数料の額と同額とすること。
  - (2) 指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせた場合は、構造計算適合性判定に係る手数料の納付を要しないこと。
  - (3) 構造計算適合性判定の手続の変更に伴う規定の整理
- 3 施行期日  
平成27年6月1日から施行する。

第49号議案

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由  
浜田川総合開発事業に係る浜田ダム再開発に伴い、浜田川発電所を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
  - 2 条例の概要  
発電所の廃止
- | 名 称    | 最 大 出 力    | 供 給 先    |
|--------|------------|----------|
| 浜田川発電所 | 2,000キロワット | 中国電力株式会社 |
- 3 施行期日  
平成27年4月1日から施行する。